



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

号外第24号 令和8年4月1日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【条例】

番号	表題	担当課名
22	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課

### 【規則】

番号	表題	担当課名
36	徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則	税務課
37	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則	サステナブル社会推進課

### 【告示】

番号	表題	担当課名
193の2	自動車税の環境性能割の証紙の売りさばき人を指定した件を廃止する件	税務課
193の3	自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人を指定した件の一部を改正する件	同
193の4	自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件を廃止する件	同
193の5	自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件の一部を改正する件	同

【訓令】

番 号	表	題	担当課名
1 1	徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令		税務課

【正誤】

番 号	表	題	担当課名
	令和 8 年 3 月 3 1 日付け徳島県報号外第 1 7 号徳島県規則第 3 1 号中訂正		人事課

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

- 一 自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 自動車税について、次の特例措置を講ずることとした。
  - 1 令和七年度から令和九年度までに新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるもの（四）から（六）までの自動車については、令和七年度に新車新規登録されたものに限る。）について、当該登録の翌年度に税率のおおむね百分の七十五を軽減すること。

（一）電気自動車

（二）一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

（三）プラグインハイブリッド自動車

（四）一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

（五）一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

（六）一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

- 2 令和八年度から令和十年度までに新車新規登録から十一年（ガソリン自動車及びLPG自動車については、十三年）を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車及び液化石油ガス又は軽油を燃料とするプラグインハイブリッド自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）について、その翌年度以後に税率のおおむね百分の十五（バス及びトラックについては、おおむね百分の十）を重課すること。

- 三 不動産取得税の特例適用住宅の新築の日に係る特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長することとした。
- 四 その他所要の改正を行うこととした。
- 五 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。ただし、四の一部については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

- 一 徳島県税局の設置に伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 地方税法及び徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

- 一 地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

徳島県公告式条例（昭和25年徳島県条例第29号）第2条第2項ただし書の規定により、  
徳島県税条例の一部を改正する条例（令和8年徳島県条例第22号）を、令和8年3月31日  
午後11時5分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公布した。

令和8年4月1日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第二十二号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「の種別割」を削る。

第四十九条から第五十三条の三までを次のように改める。

### 第四十九条から第五十三条の三まで 削除

第五十三条の四の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「の規定」を「（同項第二号並びに第五号イ(1)及び(2)並びにロ(2)(i)及び(ii)に係る部分に限る。）の規定」に改め、同条第四項中「第四百九条第一項第一号」を「附則第十二条の三第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第四号中「道路交通法」を「道路交通法（昭和三十五年法律第五号）」に改め、同条第二項中「公的医療機関」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「社会福祉法人等」を「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他同法第二条に規定する社会福祉事業を営業者（以下「社会福祉法人等」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「第四百七十七條の八」を「第四百五十五条」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第四百七十七條の十一第三項」を「第四百五十八條第三項」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「第四百七十七條の十三第一項」を「第四百六十條第一項」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自

「自動車税額」に、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第五十三条の七の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改める。

第五十三条の八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の九（見出しを含む。）中「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第五十三条の十中「徳島県収入証紙条例」を「徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十一中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第五十三条の十二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第二項中「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第二項中「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十三（見出しを含む。）及び第五十三条の十四（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「又は精神障害者」を「（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）」又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けたくないものにあつては、戦傷病者手帳）（以下単に「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」に改め、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十六から第五十三条の十八までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第十八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十九項を削る。

附則第二十項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、同項第一号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「法第四百七十七条第三項」を「同号」に改め、同項第二号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の前に見出しとして「（自動車税の税率の特例）」を付する。

附則第二十一項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「で総務省令」を「（以下「排出ガス保安基準」という。）で総務省令」に改め、同項第三号中「第四百四十九条第一項第三号」を「附則第十二条の

三第一項第一号」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項を附則第二十項とする。

附則第二十二項中「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次」を「令和八年度分の自動車税に限り、前項」に、「同項」を「同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車」を「ガソリン自動車(充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)」に、「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「エネルギー消費効率」を「法附則第十二条の三第三項第一号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。))が同号に規定する」に、「に百分の七十」を「(以下「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十」に、「かつ」を「かつ同号に規定する」に、「以上のもので法附則第十二条の三第三項第一号」を「(以下「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))以上のもので同号」に改め、同項第二号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項第三号中「平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項の表を削り、同項を附則第二十一項とする。

附則第二十三項中「法第四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十四項中「附則第二十項各号」を「附則第十九項各号」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十五項を第二十四項とし、第二十六項から第二十八項までを一項ずつ繰り上げ、第二十九項の前の見出しを削り、同項を第二十八項とし、同項の前の見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とする。

附則第三十二項中「附則第三十三条の二の二第二項」を「附則第三十三条の二の三第一項」に改め、同項を附則第三十一項とする。

附則第三十三項中「附則第三十五条の三の四第一項」を「附則第三十五条の三の五第一項」に改め、同項を附則第三十二項とする。

附則中第三十四項の前の見出しを削り、同項を第三十三項とし、同項の前の見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とし、第三十七項を第三十六項とし、第三十八項を削る。

## 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。  
(自動車税に関する経過措置)
- 2 改正後の徳島県条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)に規定する自動車税の種別割(附則第七項において「旧種別割」という。)を課されたことがある自動車(次項に規定する自動車を除く。)についての新条例第五十三条の十四の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税」とする。
- 6 令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税(附則第八項において「旧自動車税」という。)を課されたことがある自動車についての新条例第五十三条の十四の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税」とする。
- 7 令和七年度以前の年度分の旧種別割を課されたことがある者(次項に規定する者を除く。)についての新条例第五十三条の十八第三項第一号の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税」とする。
- 8 令和元年度以前の年度分の旧自動車税を課されたことがある者についての新条例第五十三条の十八第三項第一号の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税」とする。
- 9 (合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)  
(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)  
(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。  
題名中「の種別割」を削る。

第一条及び第二条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第三条中「の種別割」を削り、「第百七十七条の十一」を「第百五十八条」に改める。

第四条第一項中「の種別割」を削り、「第百七十七条の八」に規定する種別割」を「第百五十五条に規定する自動車税」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

様式第一号中「自動車税（種別割）証紙」を「自動車税証紙」に、「Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Automobile Tax Stamp」に改める。

（災害による県税の減免に関する条例の一部改正）

10 災害による県税の減免に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「自動車税の種別割額」を「自動車税額」に改める。

（徳島県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

11 徳島県条例等の一部を改正する条例（平成二十九年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り上げる。

（徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正）

12 徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和七年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中徳島県条例第四十九条の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第七十九条の七」を「第七十九条の六」に改める。

第三条のうち、徳島県条例第四十九条の改正規定、同条例第五十条から第五十二条までを次のように改める改正規定及び同条例第五十三条の改正規定を削り、同条例第五十三条の七の改正規定中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改め、同条例第五十三条の十一の改正規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

徳島県公告式条例（昭和25年徳島県条例第29号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年徳島県規則第36号）及び徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年徳島県規則第37号）を、令和8年3月31日午後11時5分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公布した。

令和8年4月1日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県規則第三十六号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「県税局長」を「県税局長」に改める。

第一条中「徳島県東部県税局」を「及び徳島県県税局」に、「（徳島県東部県税局）を」（徳島県県税局）に、「東部県税局長」を「県税局長」に改め、「及び徳島県総合県民局に勤務する職員（県税事務に従事する職員に限る。）」を削る。

第一条の二を次のように改める。

### 第一条の二 削除

第一条の七第一項中「法」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）」に改める。

第一条の七の二第一項中「徳島県東部県税局又は徳島県総合県民局（以下「県税局等」という。）の長」を「県税局長」に改める。

第一条の七の十六第一号イ中「納付又は納入の委託を受ける徴税吏員の所属する」を削る。

第一条の七の二十一第一項中「条例」を「徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号。以下「条例」という。）」に改める。

第二十三条の十の十九中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二十項」に改める。

第二十三条の十一中「条例第五十条第二項の規定による環境性能割の証紙及び」を削り、「種別割」を「自動車税」に改める。

第二十三条の十二中「条例第五十一条の規定による環境性能割証紙代金収納印及び」を削り、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第二十三条の十三第一項中「東部県税局長」を「県税局長」に改め、「第四十九条第一項若しくは第二項、」及び「又は修正申告書」を削り、同条第二項中「東部県税局長」を「県税局長」に改め、「又は修正申告書」を削る。

第二十三条の十七中「条例第五十二条及び」を削る。

第二十三条の十八第一項中「環境性能割に係る証紙代金収納計器及び種別割」を「自動車税」に改める。

第二十三条の二十三中「環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）又は種別割額」を「自動車税額」に、「これらの」を「この」に改める。

第二十三条の二十六から第二十三条の三十四までを削る。

第二十三条の三十五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「東部県税局長」を「県税局長」に改め、同条を第二十三条の二十六とする。

第二十四条の見出しを「（自動車税納付義務免除申告書等の様式）」に改め、同条第一項中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十第二項」に改め、同条第二項中「東部県税

局長」を「県税局長」に改める。

第二十五条の見出しを「（自動車税納税証明書交付申請書等の様式）」に改める。

第二十五条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第五十三条の十五第一項に規定する身体障害者及び精神障害者は、別表に掲げる者とする。ただし、身体障害者で年齢十八歳未満のものと生計を一にする者が所有する自動車並びに当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者及び当該身体障害者（身体障害者のみで構成される世帯又は身体障害者及び精神障害者のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者（身体障害者のみで構成される世帯又は身体障害者及び精神障害者のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する自動車に係る身体障害者は、同表第一号に掲げる者のうち、音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について四級から六級までの各級、体幹不自由について五級及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について四級から六級までの各級に該当する者以外のもの並びに同表第二号に掲げる者のうち、音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第四項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症並びに体幹不自由について第五項症、第六項症及び第一款症から第三款症までの各款症に該当する者以外のものとする。

第二十五条の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「、身体障害者等」を「、身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」に改める。  
第二十五条の四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五号中「免許情報記録」を「免許情報記録（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）」に改める。

第二十五条の四の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「附則第二十一項又は第二十二項」を「附則第二十項又は第二十一項」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第二十三条の三十第一項に規定する」を「次の各号のいずれかに該当する装置の装着がなされ、その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 車椅子の昇降装置
- 二 車椅子の固定装置
- 三 浴槽

四 その他前三号に掲げる装置に類するもので、知事が適当であると認めるもの  
第二十五条の五第二項中「第二十三条の三十第二項に規定する」を「当該自動車があれば身体障害者等の通学、通院、通所、生業その他の身体障害者等の日常生活又は社会生活に支障が生ずるおそれがあると認められる」に改める。

第二十五条の六の見出し及び第二十五条の六の二（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二十五条の六の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を





中「次」を「、次」に、「納期限」を「、納期限」に、「たじ」を「たじ、」に、「ときは、」を「ときは、」に、「当該」を「、当該」に、「ただし、」を「ただし、」に、「これ」を「、これ」に、「とは、」を「とは、」に、「訴えは、」を「訴えは、」に、「なお、」を「なお、」に、「①」を「、①」に、「とき、」を「とき、」に、「処分」を「、処分」に改め、同その二の備考中「、」を「、」に改める。

様式第一号の七中「、」を「、」に改める。

様式第一号の八中「懇」を「懇」に、「」を「、」に改める。

様式第一号の九及び様式第一号の九の二中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の三中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の五及び様式第一号の九の六中「懇」を「懇」に、「」を「、」に改める。

様式第一号の九の九中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の十中「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の十一及び様式第一号の九の十二中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十三中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十四中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十五中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十六及び様式第一号の九の十七中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十八及び様式第一号の九の十九中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十及び様式第一号の九の二十一中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十二中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十三中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十四中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十五中「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十六中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十七中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十八中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十九中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の三十中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の三十一及び様式第一号の九の三十二中「懇」を「懇」に、「」を「、」に改める。

様式第一号の九の三十三中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の三十四中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の三十五中「、」を「、」に改め、同様式の注意事項第二号中「受け取つて」を「受け取つて」に改め、同注意事項第三号中「所管の東部県税局又は総合県民局



様式第四号の三中「遷」を「燕」に、「,」を「、」に改める。  
様式第四号の四中「,」を「、」に改める。

様式第四号の五及び様式第四号の六中「遷」を「燕」に、「,」を「、」に改める。  
様式第四号の七中「,」を「、」に改める。

様式第四号の八中「遷」を「燕」に、「,」を「、」に改める。

様式第五号から様式第六号まで及び様式第十二号中「,」を「、」に改める。

様式第十三号から様式第十九号の二の五の三までを次のように改める。

#### 様式第十三号から様式第十九号の二の五の三まで 削除

様式第十九号の二の五の四から様式第十九号の二の五の六まで、様式第十九号の二の五の八及び様式第十九号の二の五の九中「,」を「、」に改める。

様式第十九号の二の五の十中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

様式第十九号の二の五の十一中「引き取った」を「引き取った」に改める。  
改める。

様式第十九号の二の五の十二の注意事項第二号中「所轄の徳島県税局又は総合県民局」を「遍覧局」に改める。

様式第十九号の二の五の十三の備考中「,色別」を「、色別」に、「知事」を「、知事」に改める。

様式第十九号の二の五の十六及び様式第十九号の二の五の十七中「,」を「、」に改める。  
様式第十九号の二の五の十八及び様式第十九号の二の五の十九を削る。

様式第十九号の二の六中「自動車税種別割納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に、「自動車税種別割納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に、「徳島県東部県税局長」を「徳島県県税局長」に改める。

様式第十九号の二の七中「自動車税種別割納付義務免除承認（不承認）通知書」を「自動車税納付義務免除承認（不承認）通知書」に、「<sup>承認</sup>自動車税種別割納付義務免除<sup>不承認</sup>通知書」を「<sup>承認</sup>自動車税納付義務免除承認（不承認）通知書」に、「<sup>承認</sup>」を「様」に、「<sup>不承認</sup>」を「係る」に

「係る自動車税」を「係る自動車税」に、「,」を「、」に、「徳島県東部県税局長」を「徳島県県税局長」に改め、同様式の注意事項中「東部県税局」を「県税局」に改める。

様式第十九号の三中「自動車税種別割納付義務免除申告書」を「自動車納税証明書交付申請書」に、「自動車税種別割納税証明書交付申請書」を「自動車納税証明書交付申請書」に、「自動車税種別割納税証明書の」を「自動車納税証明書の」に、「,」を「、」に改める。

様式第十九号の四中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車納税証明書」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車納税証明書」に、「,」を「、」に改める。

様式第十九号の四の二中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に、「徳島県東部県税局長」を「徳島県県税局長」に改める。

様式第十九号の五中「,」を「、」に改める。

様式第十九号の六中「百アール」を「アール」に、「千メートル」を「メートル」に

「、」を「、」に改め、同様式の備考第三号中「限って」を「限って」に改める。  
様式第二十号の備考中「、[甲]」を「、[甲]」に、「、[乙]」を「、[乙]」に改める。  
様式第二十号の二中「、」を「、」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の徳島県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 新規則の様式に相当する改正前の徳島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

(徳島県企画総務関係手数料条例施行規則の一部改正)

6 徳島県企画総務関係手数料条例施行規則（平成十二年徳島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「又は連結事業年度」を削る。

## 徳島県規則第三十七号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則（平成二十八年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県告示等公告式規程（平成20年徳島県告示第121号）第2条第2項ただし書の規定により、令和8年徳島県告示第193号の2から第193号の5までを、令和8年3月31日午後11時5分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和8年4月1日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示第九十三号の二

令和二年徳島県告示第三百二十二号（自動車税の環境性能割の証紙の売りさばき人を指定した件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

徳島県告示第九十三号の三

令和二年徳島県告示第三百二十三号（自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人を指定した件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第五十二条及び」、「自動車税の環境性能割の証紙及び」及び「の種別割」を削る。

徳島県告示第九十三号の四

令和二年徳島県告示第三百二十五号（自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示第百九十三号の五

令和二年徳島県告示第三百二十六号（自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

「自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び」及び「の種別割」を削る。

徳島県訓令第十一号

税 務 課

徳島県東部県税局

徳島県総合県民局

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「徳島県東部県税局（以下「東部県税局」という。）及び徳島県総合県民局（以下「県税局等」を「徳島県県税局（以下「県税局」に改める。

第三条中「第四条第六項」を「第四条第三項」に改める。

第十条の二中「東部県税局長」を「局長」に改める。

第十三条の表自動車税の環境性能割の項を削る。

第二十三条中「自動車税の種別割額」を「自動車税額」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第四十条第一項中「県税局等」を「県税局」に改める。

第四十九条中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

正 誤

令和8年3月31日（号外第17号）公布徳島県規則第31号徳島県事務委任規則の一部を改正する規則は、同日地方税法等の一部を改正する法律の公布により

ページ	行		
2	14	地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第号）	地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）

となった。